

## 『消費税』は『売上税』か

2026年3月11日

調査部 研究員 祖根 昂大

### 『消費税』は『売上税』？

自民党の歴史的な大勝で幕を閉じた2月8日の衆議院選挙では、各党が様々な公約を掲げる中で、特に「消費税の減税・廃止」に注目が集まった。とりわけ、自民党が「『食料品への消費課税の一時停止（2年間限定）』に関する検討の加速」を公約に盛り込んだことで、話題性が増したように思う。1989年に消費税が導入されてから初めて、減税が現実味を帯びてきた。そんな折、「『消費税』は『売上税』である」との議論が再び首をもたげている<sup>1</sup>。

「『消費税』は『売上税』である」との主張の根拠は、納税義務者が事業者である、ということにあるようだ。消費税法第五条には、「事業者は、（中略）消費税を納める義務がある」と規定されている。また、国税庁のホームページをみると、消費税の計算方法として、

$$\text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額} = \text{消費税額}$$

という計算式が載っている<sup>2</sup>。主張をまとめると、事業者の売り上げに消費税率を乗じ、算出された消費税額を事業者が納めるのだから、「『消費税』は『売上税』である」ということらしい。なるほど、「『消費税』は『売上税』」と言いたくなる気持ちも理解できよう。ちなみに、米国には、日本の消費税とは制度設計からして異なる売上税がある。また、日本ではかつて、大平内閣時代に設計されたものの廃案となり、その後竹下元首相が国会審議中に「失敗<sup>3</sup>」と表現した売上税があった。きっと、彼らの言う「売上税」とは、これらとは別の概念なのだろう。

### 経済の視点からみた「消費税」

ところで、本コラムは経済コラムである。消費税とは何なのか、経済指標を用いて考えてみよ

<sup>1</sup> 昨年の予算委員会にて、安藤裕議員が「消費税というのは売上税です」と述べた発言が、再び注目を集めつつある（[第219回国会 参議院 予算委員会 第3号 令和7年11月14日 | テキスト表示 | 国会会議録検索システム](#)）。

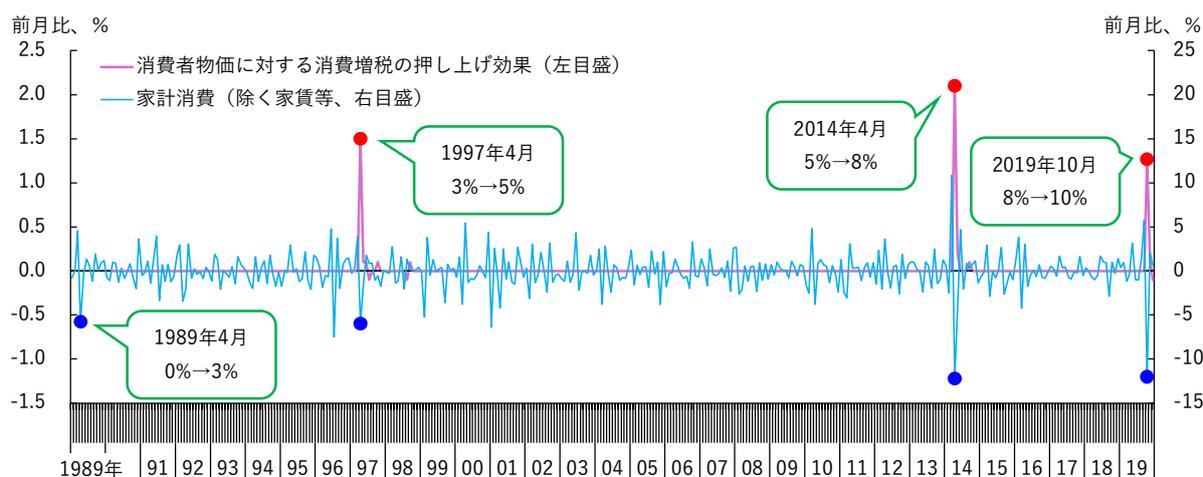
<sup>2</sup> 消費税のしくみ | 国税庁 ([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01\\_3.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_3.htm))

<sup>3</sup> [第112回国会 衆議院 予算委員会 第5号 昭和63年2月4日 | テキスト表示 | 国会会議録検索システム](#)

う。図表は、消費者物価に対する消費増税の押し上げ効果と、家計消費の推移を示している。消費税の導入時とその後の三度の増税時<sup>4</sup>に、消費が大きく落ち込んだことがわかる。

消費税は、人々の幸福を目的に、消費者に対し広く公平に負担を求める制度である<sup>5</sup>。実際、消費税の導入・引き上げの際には、負担の引き受け先である国民の消費が抑制されている。これを“消費”税と言わずして何と言おうか。「『消費税』は『消費税』」なのである。

図表 消費者物価に対する消費増税の押し上げ効果と家計消費の推移



注：消費者物価は、「持家の帰属家賃を除く総合」。消費者物価に対する消費増税の押し上げ効果は、「持家の帰属家賃を除く総合」の前月比と、消費税調整済指数のうち「持家の帰属家賃を除く総合」の前月比の差。消費税調整済指数は、1989年以前に課されていた物品税を考慮した指数の作成が困難なため、1990年1月分から作成されている。そのため、消費税導入時（1989年4月）の押し上げ効果は把握できない。また、2019年の消費税調整済指数の公表値には、同時期に実施された幼児教育・保育無償化の影響が含まれているため、当社にてその影響を除いた効果を試算した。家計消費は、消費者物価と平仄を合わせるため、家計消費の総額から、「家賃・地代」および「設備修繕・維持」に係る消費を除いた。また、公表されている名目値を消費者物価（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化した後、当社にて季節調整を実施した。公表時期の関係上、1989年1月から2000年12月までは「農林漁家世帯を除く二人以上の世帯」、2001年1月以降は「農林漁家世帯を含む二人以上の世帯」の公表値を採用した。

出所：総務省「消費者物価指数」、「家計調査」より浜銀総研作成

<sup>4</sup> 消費税の導入は、「1989年4月（0%→3%）」。その後、「1997年4月（3%→5%）」、「2014年4月（5%→8%）」、「2019年10月（8%→10%）」の三度、消費税の引き上げが実施された。

<sup>5</sup> 国税庁のホームページには「消費税は、（中略）広く公平に課税される税で、消費者が負担」と記載されており、消費税法第一条では「消費税の収入については、（中略）年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」と規定されている。また、消費税の導入に関する審議中に、竹下元首相（当時の内閣総理大臣）が「長寿・福祉社会をつくる礎となるものと確信をして消費税の創設をお願い」と発言している（[第114回国会 参議院 本会議 第5号 平成元年2月15日 | テキスト表示 | 国会会議録検索システム](#)）。

## 執筆者紹介



祖根 昂大（そね こうた）

浜銀総合研究所 調査部 研究員

日本経済を中心とするマクロ経済の調査・分析を担当。

【本レポートについてのお問い合わせ先】

電話番号：045-225-2375

メールアドレス：[chyosabook@yokohama-ri.co.jp](mailto:chyosabook@yokohama-ri.co.jp)

## ＼ 調査レポートの更新情報をお届けしています ／

浜銀総合研究所では、景気動向や産業動向に関するレポートなどの発行情報をメールにてお知らせしています。ご関心のある方は、下記のサイトより、「レポート更新情報お知らせメール」（無料）にご登録ください。

【URL】 [https://www.yokohama-ri.co.jp/html/inquiry/inquiry\\_repo.html?nno=5](https://www.yokohama-ri.co.jp/html/inquiry/inquiry_repo.html?nno=5)

本レポートの目的は情報提供であり、売買の勧誘ではありません。本レポートに記載した内容は、レポート執筆時の情報に基づく浜銀総合研究所・調査部の見解であり、レポート発行後に予告なく変更することがあります。また、本レポートに記載されている情報は、浜銀総合研究所・調査部が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ご利用に際しては、お客さまご自身の判断にてお取扱いいただきますようお願いいたします。